

外国人美容師の育成

東京圏：令和3年11月4日
北海道：令和8年3月10日

- 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領」 令和3年7月30日 内閣府・法務省・厚生労働省決定)

規制改革の内容

特例措置前

日本の美容師養成施設で修学する外国人留学生
が、美容師免許を取得したとしても、日本で美容師
として就労するための在留資格がない

特例措置

一定の要件の下、日本の美容師養成施設を卒業
して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、
美容師として就労するための在留資格を最大5年
間認める

効果

日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化
やブランド力向上を含むクールジャパンの推進、イン
バウンド需要への対応

規制改革の概要



日本の美容師養成施設を卒業して美容
師免許を取得後、一定の要件の下で、
美容師としての就労が可能になる



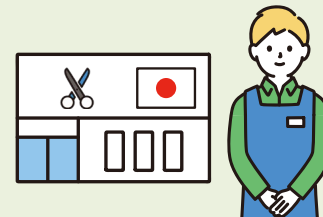
最大5年間の就労で
日本式美容に関する
知識と技能を修得



インバウンドの
需要に対応



帰国



日本式美容に関する
技術・文化を世界に発信



MADE IN JAPAN

日本の美容製品の輸出
による産業競争力の強化

本日のWGヒアリングの趣旨について

令和8年2月25日

東京圏(第51回)・福岡市・北九州市(第45回)・愛知県(第23回)・宮城県・熊本県(第4回)・北海道(第4回)

国家戦略特別区域会議 合同会議 議事録抜粋

○黄川田大臣

担当大臣の黄川田仁志でございます。本日も自治体や事業者、民間有識者の皆様、御熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございます。私から一言申し上げたいことがございます。

国家戦略特区制度において我が国を取り巻く経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、不断の見直しを行うこととされております。本日御審議いただきました規制の特例措置についても、外国人美容師育成事業など、制度の創設時、例えばこの場合は技能実習制度であった国の制度が、現在は特定技能制度や育成就労制度に移行するなど、情勢に変化が見られるものもあるように感じております。ですので、新たな運営方針を打ち出したこのタイミングで、既存の特例措置の在り方についても今一度点検・検証し、必要に応じて見直しを進めるよう、事務方への指示を出しているところでございます。自治体の皆様におかれましても、引き続き御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

⇒ 外国人美容師育成事業について、関係自治体及び関係団体、関係省庁とともに、運用状況や今後のフォローアップ・効果検証のあり方等について確認する。